

安元白山事件をめぐる「史実」と「物語」の間

曾我 良成

はじめに

私たちが惹きつけてやまない歴史の物語の一つに『平家物語』がある。私自身、歴史研究者を志すきっかけとなったのは、小学生時代に読んだ子供向けの『平家物語』であった。一ノ谷の平敦盛と熊谷直実のエピソードや、壇ノ浦で安徳天皇を抱いて入水する二位尼のシーンなど、子供心にも非常に印象的であった。琵琶法師の語っていた『平家物語』は、こうして多くの日本人の心をつかんできた。そして、やがて「物語」の枠を超え、ひとつの「歴史」とさえ意識されるようになった。

大河ドラマのストーリーを歴史的事実であるかのように錯覚してしまう視聴者がいるのと同様に、『平家物語』は「歴史」として見なされてしまってきたのである。それゆえ、そのどの部分が史実で、どの部分が創作なのか、明らかにすることは『平家物語』で歴史学の研究者を志した筆者の、半ば責任のように感じている。このことは歴史学的に重要であると同時に、国文学の側でも現状不明なままの『平家物語』の作者や成立の過程を明らかにする重要な手がかりにも繋がることになる。

最近、筆者は所謂「殿下乗合事件」を素材として、従来の平重盛の激怒と報復という解釈の誤りを指摘した¹⁾。『物語』においては息子資盛の非礼をたしなめる冷静な人間と描かれている平重盛が、「史実」では息子の受けた無礼を激怒し報復襲撃で晴らすという姿が『玉葉』の記事

に見えるため、従来はその史実との差異の部分に『物語』作者の平重盛像の意図を見ようとしてきた。そして『平家物語』の作為性を語るときの例として、まず示されるのがこの重盛の例であった。しかし、これは従来の歴史研究者による『玉葉』記事の誤解が原因で、実際の重盛は『物語』の描写同様冷静な対応であったことが明らかになった。

『玉葉』を大学院生の演習発表程度に読み込んでいけば当然わかるようなことが何十年も誤解され放置されたままだったのは、歴史学者が正面から『平家物語』に向き合ってこなかったことが原因である。保元の乱あたりから壇ノ浦の戦あたりまで、歴史学者は自分の抱えた史料によって描きにくい部分の叙述を、無意識に『平家物語』の当該部分を利用して処理し済ませてきたのではないだろうか。平家打倒の密議が行われた鹿ヶ谷事件、源義経の鴨越の逆落としが見せ場の一ノ谷の戦いなど、『平家物語』を引用し語ってもらえば簡単に処理できるからである。

ところが最近ようやく、このような安直な姿勢に疑問が投げかけられ始めた。鹿ヶ谷事件は果たして多田行綱の密告で発覚した『平家物語』の描くような陰謀事件であったのか、疑問が国文学の側からも歴史学の側からも提起されている²⁾。また、源義経のエピソードとして語られる鴨越が実は一ノ谷の戦いの場所とは離れており、本当に『平家物語』の描くような戦況であったのかどうかも疑問視されてきている³⁾。ドラマ化されたときには必ずシーンとして設定される『物語』中の名場面に、史実との不整合が認められてきているのである。

筆者の指摘した殿下乗合事件は歴史学の側が誤解をしていたために物語の解釈を間違った方向へ導いてしまった例であるし、鹿ヶ谷や一ノ谷は物語の記述を鵜呑みにして歴史学が誤解をしてしまった例である。断つておくがこれらのことは『平家物語』自体には、一点の落ち度も欠陥も責任もない。フィクションである以上、史実と違ったことを記述することがあるのは当然であり、むしろそこにこそ文学作者の意図がこめられるものであるからである。反省すべきは、『物語』に安易に依拠して歴史を叙述する歴史研究者であり、国文学研究者に対して正しい歴史像を提示できない歴史研究者である。前置きが長くなったが、本稿はそのような問題意識から『物語』に向き合う作業の一つである。

一、「史料」に見える白山事件

平氏打倒の最初の企てとして『平家物語』（以後『物語』と略す）に描かれる鹿ヶ谷事件については、先述のように物語そのままが史実かどうか疑わしいといわれるようになってきている。その真相については大きな課題ではあるが、ここでは踏み込まない。このとき藤原成親や俊寛とともに捕縛され処罰された院の近臣に西光がいる。その西光の息子たちが一方の当事者となった事件が加賀国で起きた白山事件であり、それが叡山大衆の強訴、源平武士の防禦、後白河院による天台座主明雲の処分などに発展し、さらにそれが鹿ヶ谷事件へと波及していくのである。いわば白山事件は平家打倒の最初の火花である鹿ヶ谷事件の導火線ともいうべき『物語』の展開上重要な事件なのである。

事件の推移を古記録などに時系列でまとめたものが、第一表である。まず、この表に依って、物語を一切排除して記録などのいわゆる「史料」のみによって事件の概要を押さえておくことにしたい。

(①などの数字は第一表の数字と対応)

安元三年三月廿一日、『玉葉』の記主藤原兼実のもとに、比叡山の大衆が加賀守師高の配流を求めて強訴に押しかけてくるらしいとの情報が入った。この時点では兼実は、事件の全容を全くわかっていなかった。事件の発端は「去年」つまり安元二年に起こった。加賀守師高の目代が「彼の国の白山領を焼き払」ったことが原因であった(①)。四月十六日付の院の御教書(『玉葉』四月十七日状所引)には

末寺焼失訴出来、被問子細之处、代々国領也、更非寺領可有対決之由、頼所陳申也、但雖非寺領、焼払之条、所為之旨不穩便、仍国司改定目代了、

とあり、その時期は不明だが、「白山僧侶」による「末寺焼失」の訴が提起されたあと、院が(国衙側に)「子細を問う」すなわち事情聴取を行ったことがわかる。国衙側の主張は、そこは「代々の「国領」であり、全く「寺領」ではありません」と述べ、主張の真偽を明らかにするために白山側との「対決」をさせていたのだといった陳述を「頼りに」行っていた。院の側でも両者の「対決」を行わせるため訴の提起者である「初解状白山訴人」に参加を求めたが、白山側は関係する「神人」を出頭させることもなく、神輿を動かし参洛を企てた。これにより、国衙と白山との「対決」は行われず、国領か寺領かの真偽の究明はできなかった。しかし、たとえ「寺領」でないにしても「焼き払」ったことは穩便ではないということで、国司は目代を更迭・改定する措置を執った。

また、従来注目されていなかったが、このとき目代の解任と併せて、国衙側が収納した「雑物」を返すべしとの宣下も行われたことが「目代配流了、雑物可返与之由宣下了」(『玉葉』四月十八日条)という記述

【第一表】「史料」による白山事件・安元強訴

年・月・日	事 項	典拠	NO
安元 2/- /-	目代師経が白山領を焼き払う	『玉』安元 3/3/21	①
安元 3/3/21	山門大衆が下向するとの情報あり (防禦のため) 武士の派遣決定	同上 『百』安元 3/3/21	② ③
この間	しばらく「無音」	『玉』安元 3/3/23	④
同 /3/28	目代師経を備後国に配流決定	『百』安元 3/3/28	⑤
(晦日)	同上	『玉』安元 3/4/2	⑥
同 /4/13	山門大衆、日吉・祇園・京極寺・白山神輿を 昇き閑院皇居に群参	『座』・『頭』・『百』 安元 3/4/13	⑦
	警護の武士、神輿・神人等を射る	『玉』安元 3/4/14	⑧
同 /4/14	院にて対策を議定 (国守師高配流決定、座主へ内々連絡)	『玉』安元 3/4/14・18 『玉』安元 3/4/15・16	⑨ ⑩
	師高配流を座主に伝える院宣	『玉』安元 3/4/16	⑪
	大宮聖真子三宮の神輿、中堂に振上	『座』	⑫
同 /4/16	座主宛山門鎮静化を求める院御教書	『玉』安元 3/4/17	⑬
同 /4/17	師高流罪・神輿下山人禁獄決定?	『座』	⑭
同 /4/20	師高流罪・神輿下山人禁獄の宣旨 神輿下山人禁獄は平重盛の申し出	『玉』・『百』安元 3/4/20 『愚』安元 3/4/20	⑮ ⑯
同 /4/22	神輿中堂に帰座	『座』	⑰

(『玉』=玉葉、『百』=百鍊抄、『頭』=頭広王記、『愚』=愚昧記、『座』=天台座主記)

からわかる。目代解任、雑物返与が行われたのであるから本来、白山側はこれで納得すべきであるが、まだ不満の様子であったため、目代については解任に加え「配流」に処されることになった。白山の「初解状」がいつ提出され(＝訴の提起)、国衛と白山との「対決」がいつ頃問題となっていたか具体的日時を示す史料はないが、目代師経の配流が決定されたのは三月廿八日(『玉葉』四月二日条では「晦日」⑤・⑥)のことであったので、それ以前ということ以外不明である。

目代の解任・配流、雑物返与というかなり白山側の意向に添った措置が執られたにもかかわらず、白山・山門大衆は納得せず、国守師高本人の解任を求めていたようである。つまり、白山・山門側の認識は、今回の加賀国での濫妨は目代個人や留守所・在庁などの個別責任の事件と捉えてはおらず、国守師高の国衛支配全体の責任によるものと考えていたということである。直接の現場の者だけの処罰で済む問題と認識していなかった。

そもそも国守師高の配流を求めていた大衆は、四月十三日とうとう神輿を担いで閑院内裏の「陣口」にまでやってきた(⑦)。このとき防禦にあたった武士の矢が、神輿や神人・官仕に当たった(⑧)。翌十四日、再度の衆徒の怒りを恐れ、院に於いて善後策が議定された(⑨)。

『玉葉』四月十八日条には

仰云(相副大衆奏状、国司陳状等)、大衆申状、一々無理、仍無裁許也、如此濫吹之間、官兵数日警衛、其煩尤多、何様可有沙汰哉、一同相議可令申者、

という院の言葉が記されている。ここには「大衆奏状、国司陳状」も提出されたが、(加賀守師高配流を求める)大衆申状について、院の判断は

「一々無理、仍無裁許」というものであった。そのような状況を察知したのであるうか、この日、「大宮聖真子三宮」が中堂に振り上げられている(12)。結局、下向はなかつたが、その後の十四日の処理の過程で、「無裁許」という院の判断が「神輿事聊有恐、可有裁許歟」(『玉葉』四月廿日条)と後退したためであった。加賀守師高の配流が決定され(14)、その「可被行罪科」との院宣(11)が内々座主に示された。「内々先被仰座主云々、因之去夜大衆不下向云云」(『玉葉』四月十五日条)とあるように、それが座主から衆徒に伝わったため神輿の下向はなかつたのである。十六日、再度同内容の院の御教書が座主に遣わされ(13)、廿日、処分が正式に発表された(15)。

以上のような経過をたどり、大衆の要求する国守配流が受け容れられたため、強訴は一段落を迎える。神輿を射た武士の処罰は大衆の要求ではなく、平重盛の自発的意思であった(16)。翌月に今回の大衆蜂起を含む三箇条の咎によって「朝家之愁敵」・「叡山之悪魔」として天台座主明雲は解任されることになる(『玉葉』五月十五日条)。

さて、事件が安元二年に起きたことはわかったが、そもそもその原因は何であつたのだろうか？

これについては、『玉葉』の記主藤原兼実の許には「件目代焼払彼国白山領」という情報が入っていた。『百鍊抄』も同様に「其根源、加賀守師高目代焼払白山」(三月廿一日条)と、目代師経が「白山領」を「焼払」ったことを記している。

「焼き払う」という行為の具体的内容は、『顕広王記』安元三年四月十三日条が示している。

振神輿八基、山大衆群参、是為訴申加賀国司師隆云々、其故焼払白

山神領在家、兼押取大津神人貯物二千余石云々、仍神人等訴申本山、随大衆陣参之処、付武士等於陣頭被射払了、

つまり焼き払ったのは白山神領の「在家」であり、おそらくその在家に収納されていた「大津神人」の「貯物二千石」を奪い取ったのである。

『日吉山王記』に「加賀国目代氏所白山寺領温泉寺住侶、切懸公事之間、寺僧等依无先例、不可勤仕云々、仍件別所、目代焼払了」(とあり、寺僧の立場からすると先例に無い「公事」を目代が「切懸」てきたが、それを勤仕しなかつたところ、目代が実力行使による強制執行を行ったというのである。同様の記述は「目代師恒焼失白山押取神人物」(『天台座主記』「第五十五 法印明雲」)、⁽³⁾「称兵粮米大津右方神人上分米千余石押取了」(前掲『日吉山王記』)とあり、叡山側の認識はたんなる「焼払」ではなく、むしろ「貯物」・「上分米」などの押取横領である。それ故、目代配流の決定と同時に「雑物返与」が宣下⁽⁴⁾されたのであり、奪われた物の返還も重要な措置となっていた。さらに、この行為は目代の個人的暴力では無く、国司の初任検注⁽⁵⁾やそれに基づく「兵粮米」などの新たな賦課の一環であることを、白山・大衆側も理解しており、それゆえ、トカゲの尻尾切りのような目代の処罰では納得せず、国衙機構の最高責任者である国司師高の処罰をあくまで求めたのであろう。

従来は、大衆の強訴と官兵である武士との衝突に目を奪われ、指摘されてこなかったが、第一段階として、白山に「初解状」による訴の提起、それに基づく国司の陳述、国衙との対決訴陳の白山側による無視、「焼払」という単発的事件については責任を認めた(逆に言えば、国内の検注やそれに伴う雑物強制収納は悪いと認めていない)国司の側の目代の解任までが行われた。院の側としてはこれで最大限の譲歩のつもりであったらうが、今回の事件を国衙支配の横暴と考える白山・山門側はあ

くまで国守師高の処罰を求めて神輿の南向を行ったのである。

第二段階として、大衆は南向に際し「大衆奏状」を提出し、これに対し国司の側も「国司陳状」を提出し、訴訟の手続きが踏まれている。根本の問題は、焼き払ったという表面的行為ではなく（このことは目代解任で済むこと）、そこが「国領」か「寺領」かという点である。この点に関しては、院は国衙側の主張を当然認めており、当初「大衆奏状」が「一々無理」とされたのはこのためであった。最終的には神輿を射る事件などがあつたため、大衆の要求を受け容れざるをえなかったが、無理を通された屈辱はその後の明雲の座主解任となって吹き出すことになるのである。五月廿九日、「台嶽末寺庄園、仰諸国司被注進之、是為停廢敷」（『玉葉』同日条）という命令が発せられたのも、この意思の強い表明である。

さて、ここでもう一つ注目したいのは「大津神人」の行動である。そもそも、「大津神人」の貯物・雑物が加賀国に存在したというのはいかようなことであろうか。

『中右記』天永三（一一二二）年四月十八日条に「国光一人称大津神人今年御祭御供頭也、件料物為国司被奪取」とあり、摂津国で大津神人国光なる人物が国司に「御祭御供」の「料物」を奪われたと訴える事件が起きている。このとき、『中右記』の記主藤原宗忠は「乍任摂津国称大津神人条不得心」すなわち、「摂津国にありながら大津神人と称するのは理解できない」との感想を書き残している。藤原宗忠のこの素朴な疑問によって、一二世紀初め、都の貴族には「大津神人」の実態が正しく認識されていないことがわかる。

大津神人については、次に示す 建仁二（一一〇二）年六月 日「近江日吉社大津神人等解」（『鎌倉遺文』一三〇九号）が詳しい。

日吉社大津左右方神人等解 申請本社裁事

請殊蒙社恩、令言上貫首政所経上奏、召上其身、与神人遂对問、任犯科軽重、被糺狼藉真偽、為越後国豊田庄地頭字開瀬五郎義盛侮朝章、蔑神威、擲取不誤神人清正身、加禁誠行科料、封納住宅、所持神物追捕取、於其私宅者、以己嫡男開瀬太郎令沙汰居、加之、山王三聖御正体天成破損、踏入泥中、三十余人神人等或加刃傷、或令凌轢、悉剥取著衣等、還出濫訴、遮経院奏、未蒙御裁断、剩召鈎神人等付繩、差竹綱、将参鎌倉、吟歎罔極子細愁状、

解并同覆解各一通

左方神人家俊付東大寺所司解弁申状一通

在国神人等召鈎将参鎌倉交名一通

右、子細見于在国神人解、就状謹檢案内、於罪有淺深、釐斯以為明王之化徳、於犯有軽重、著之以為賢時之觀模、而神人之訴訟、与義盛之解状、已以水火也、最被召上義盛、被糺狼藉之真偽、神威之繁孳、朝家之静謐也、若夫依義盛之濫訴被埋神人之憤鬱者、山王三聖之瑕瑾、叡山四明之訴訟歟、夫自昔于今、雖狼藉惟多、打破御正体踏人泥砂、付繩於不誤之本神人、被加私之禁罰之事、山王天降以来、所未承及也、希代之罪咎、取喻無物、抑北陸道神人之起者、山王大明神先垂跡於当浜之砌、次和光於召□□□□□□□□□□乱国之徒等、雖濫吹為事、全無相違之处、山王奉取怨敵、彼義盛令魔滅神人之条、神威之可失之期至歟、義盛之不運之責歟、神慮難測之事也、守公家御裁断、相待義盛之罪科、可期神事之勤不勤者歟、（後略）

建仁二年六月 日 藤原宗成

藤原頼康

散位物忌正家

散位藤原貞政
散位丹治助能
前右京進大江貞資
右方長者散位文屋通貞

藤原感賢
藤原有定
藤原景頼
筑前権介藤原則貞
散位秦盛遠
散位藤原盛康
散位藤原季家
左方長者散位藤原有賢

この史料中の「在国神人」・「北陸道神人」という語に注目した網野善彦氏が「越後国に大津神人の「在国神人」が三十余人いたこと、「北陸道神人」とよばれる大津神人の組織があったこと、この人々がその私宅に「山王三聖御正躰」「神物」を保持していたこと」などを指摘され、「この「在国」の大津神人が、現在の新潟東港を中心とする海辺の津・泊に根拠をもち、恐らくこうした年貢物の輸送にも携わった廻船人であった」と推測されている¹⁰⁾。

この越後国の場合、相手が国司ではなく地頭であるが、「封納住宅、所持神物追捕取」という点においては白山事件と構造は同じである。おそらく「北陸道神人」は加賀国にも拠点を持っており、新任国司師高は新任検注を行い、豊田庄地頭の開瀬義盛と同様に彼らの利益を抑えつけ奪い取ったのであろう。これに対し、大津神人は日吉社・延暦寺を通じて訴え、強訴に及んだものであろう。

ここで一つの疑問が生じてくる。白山事件に大きく関わっていると思われる大津神人と白山との関係である。組織体としての叡山と白山が本末の関係にあるとしても、大津神人は白山どのように関わっていたのであろうか。

大津神人は、左方・右方に分かれており、前掲越後の「近江日吉社大津神人等解」(『鎌倉遺文』一三〇九号)の署名に「右方長者散位文屋通貞」「左方長者散位藤原有賢」とあるように「長者」とよばれる代表者がいたことがわかる。姓から考えて都の実務官人層と同じ階層の人々であろうことが推測できる。それ以外の文書に署名している大津神人たちも「藤原」「物部」「丹治」「大江」「秦」などの姓を持っており、同様の階層であることがわかる。このような長者を中心とする人々が大津にあつて「在国神人」と呼ばれる各国居住の神人たちを統括していたものと思われる。

「在国神人」の実態については不明な点が多いが、次の例から推測できる。建保二年に若狭国で「氣比大菩薩神奴」と称する中原政康が大番役の免除を願い出した文書¹¹⁾の中に「養父又於当郡居住之身、為日吉神人」とあり、彼の家は氣比社の神人でありながら日吉神人であったという。「政康継養父之跡、居住当郡仕事四十年」とあるので、養父の後を継いだ政康も氣比社神人であり日吉神人でもあるという状態で四〇年過ぎしてきたのであろう。『福井県史』によれば「日吉神人が山門・日吉社の末社である氣比社の神人を兼帯する」¹²⁾ということになるのだが、四〇年以上にわたり親子二代「当郡居住」という状態を考えると、むしろ氣比神人が日吉神人として編成されていったと考える方が自然かもしれない。白山の場合は中原政康のような具体名がわかる例は無いが、白山の神人が大津神人として編成され、このような神人が「日吉白山神人」(貞永一(一一三三)年三月十三日「延暦寺政所下文案」『鎌倉遺文』四

四五七号)とよばれるようになったのではないだろうか。こうして日吉神人(大津神人)は氣比神人や白山神人などのような各国の末社の神人たちをそれぞれの地域の「在国神人」として組み込み組織化し、京都から若狭、越前、加賀、越後と網野善彦氏が指摘された廻船のネットワーク化が可能となり、その姿が「北陸道神人」と総称されるようなものになったのであろう。

今回、たかだか末社である白山での事件が叡山の神輿の強訴となり得たのは、このような経済的な神人のネットワークがあったからで、おそらく僧侶とか神官といった宗教的な上下関係だけでは実現しなかったものと思われる。

以上が、史料から見た白山事件の経過とその原因と背景分析である。

二、「物語」に見える白山事件

さて、『物語』はこの事件をどう描いているのであろうか。実は『物語』は諸本によって異同が激しく、この事件の経過描写も一様ではない。そこで、諸本の中でもっとも詳しく時系列の矛盾が少ない『源平盛衰記』(以下『盛衰記』と略す)をもとに史実との比較を進めていきたい。

『盛衰記』は「平家物語諸本のうち、最大規模の本」、「諸本の集大成版」であると謂われている。成立の年代は不明であるが、最近注目されている長門切の存在などを考慮に入れると、「一三世紀後半の平家物語成立後、一四世紀前半にかけて、読み本系諸本の本文は離合を繰り返して、語り本系本文との交流・混融も繰り返された」と想像される。盛衰記の祖本もその渦中にあつた」とされている¹³⁾。

筆者も参加する『盛衰記』の注解において、殿下乗合事件などについて平家物語諸本中もっとも史実に近い叙述をしていることを指摘してき

たが、この白山事件においてももっとも詳細な記述をしている¹⁴⁾。

さて、『盛衰記』の描く白山事件のきっかけは、鹿ヶ谷の陰謀の参加者の一人院近臣西光(藤原師光)の息子である加賀守藤原師高と弟目代師光の関わる「湧泉寺喧嘩」として始まる¹⁵⁾。

目代師経在国ノ間、白山中宮ノ末寺ニ涌泉寺ト云寺アリ。国司ノ片ヨリ程近キ所也。彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舍人、馬ノ湯洗シケリ。僧徒等制止シテ、「当山創草ヨリ以来、イマダ此所ニテ牛馬ノ湯洗無先例」ト云ケレドモ、「国ハ国司ノ御進止ナリ。誰人カ可レ奉レ背」御目代「トテ、在俗不当ノ輩、散々ノ悪口ニ及テ更ニ承引セザリケレバ、狼藉也トテ涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切、足打折、舍人ガソクビヲ突、寺内ノ外ヘ追出ス。此由角ト馳告ケレバ、目代師経大ニ憤テ、在庁国人等ヲ驅催シテ、数百人ノ勢ヲ引卒シテ、彼寺ニ押寄テ不日ニ坊舎ヲ焼払。懸ケレバ北ノ四箇寺ニ隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南四箇寺ニ昌隆寺、護国寺、松谷寺、蓮花寺、八院ノ衆徒等会合シテ、使者ヲ中宮ヘ立タリケリ。別宮、左羅、中宮、三社ノ衆徒、急ギ下テ一ニナル。岩本、金剣、下白山、三宮、奈谷寺、栄谷寺、宇谷寺、三寺四社ノ大衆モ馳集テ同意シケリ。「時刻ヲ廻ベカラズ、目代師経ヲ誅罰スベシ」トテ、七月一日、数百人ノ大衆喚テ庁ヘソ押寄ケル。

加賀国白山中宮の末寺である湧泉寺¹⁶⁾の湯屋で目代舍人が馬を洗ったが、ここでは牛馬は洗わないという寺僧の制止を聞かなかつたために、馬の足などを折られて追い出されてしまった。目代師経はこれを聴き怒り、在庁等数百人で押し寄せ寺の坊舎を焼き払ってしまった。これに対しこの地域の白山の末寺の大衆等が、七月一日に報復のため国庁へ押し

寄せたというのである。

「目代逃上ヌル上ニハ、国ニシテ左右スベキニ非ズ。本山ニ訴テ、師高・師経ヲ可断罪也」トテ、子細ヲ録シテ寺官六人ヲ差上テ、山門ニ訴詔シケリ。大衆此事ヲ聞、「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナシ。彼社ノ末寺也。許容ニ及ズ」トテ其沙汰ナシ。寺官等力ナクシテ、十一月ノ比国ニ下ル。衆徒会合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテコソ火ニモ水ニモ成ベケレ」トテ、重テ又追ス。寺官山上ニ越年シテ谷々坊々ニ訴レドモ、不事行。

これに恐れをなした目代師経は京都に逃げ帰ってしまった。そこで白山大衆等は京に上つて本山に訴えて、師高・師経を処罰してもらおうと、寺官を比叡山に派遣する。ところが本山では「白山宮が被害を受けたのならともかく、その末寺のことは受け付けない」とされてたため、寺官らは十一月に加賀に戻った。加賀では再度願い出ようと寺官を再び上京させ、比叡山各所に訴えたが相手にされないまま年を越し、安元三年にいたる。この状況の連絡を受けた加賀の白山側はこのままでは埒があかないと、佐羅の早松社の御輿神輿を振り上げての上訴を決意し、比叡山に向かうのである。このあとも、『盛衰記』には、引き留めるための加賀国留守所牒、制止するための延暦寺牒、それに対する白山請文などが引用され、三月十四日に比叡山に到着することになる。

この経過は諸本によって異なるので第二表を参照願いたいだが、最も詳しく時系列も整っているのは『盛衰記』である。

【第 2 表】『平家物語』諸本の比較

	四	脚	延	食	盛	命	屋・覚	申
a 国府襲撃	安元三年 8月	安元三年 8月13日	安元三年 8月	安元三年 8月	安元三年 7月1日	安元三年 7月9日	安元三年 7月9日	安元三年 7月9日
b 神輿鶴川を山立	安元三年 2月15日	安元三年 2月15日	安元三年 2月15日	安元三年 2月15日	安元三年 1月30日	なし	なし	なし
c 金剣宮到着	安元三年 2月6日	安元三年 2月6日	安元三年 2月6日	安元三年 2月6日	安元三年 2月6日	なし	なし	なし
d 留守所よりの牒状	安元三年 2月9日	安元三年 2月9日	安元三年 2月9日	安元三年 2月9日	安元三年 2月9日	なし	なし	なし
e 叡山よりの牒状	安元三年 2月	安元三年 2月	安元三年 2月	安元三年 2月	安元三年 2月	なし	なし	なし
f 白山衆徒、叡山へ牒状	安元三年 3月20日	安元三年 3月20日	安元三年 3月20日	安元三年 3月20日	安元三年 2月20日	なし	なし	なし
g 神輿、叡山到着	安元三年 2月21日	安元三年 2月21日	安元三年 2月21日	安元三年 2月21日	安元三年 3月14日	安元三年 8月12日	安元三年 8月12日	安元三年 8月11日
h 神輿振着	安元三年 4月13日	治承元年 4月13日	治承元年 4月13日	治承元年 4月13日	治承元年 4月13日	安元三年 4月13日	安元三年 4月13日	安元三年 4月13日

三、「史料」と「物語」

「史料」と比較して、気づくのは『盛衰記』には加賀国の事件の発端が詳しく描かれていることである。

史料では、「去年」（＝安元二年）に加賀国で国衙と白山との間に衝突があり、寺領が焼き払われ、大津神人の貯物が押取された。という程度のことしか記されていない。一方、『盛衰記』は湧泉寺湯屋での馬洗いによる衝突がきっかけと記している。

実際に湯屋での事件があったかどうか、有りそうな話ではあるが確証はない。安元元年年末に加賀守に任命（『玉葉』「今夜追讎之次、有除目・僧事等ニ云々。…加賀守師高（大夫尉）」（安元元年十二月二十九日条）された藤原師高が目代を派遣し、実際に初任の検注などを行うの

は翌安元二年の雪融け以降のことであろうから、そのような国衛と白山側の緊張感の中で「七月」にそのような衝突事件が起きてもおかしくはない。

前掲史料中の、越後国大津神人と地頭開瀬義盛との間の事件においても地頭は「封納住宅、所持神物追捕取」、即ち住宅を封納（財産差押）し所持している「神物」を押し取ったが、その際「奪山王三聖御正体天成破損、踏入泥中」すなわち御正体を泥の中へ踏み混んだというのである。また、「三十余人神人等或加刃傷、或令凌轢、悉剥取著衣等」とあり、神人等に怪我を負わせ着衣を剥ぎ取ったという。このような地頭や国司による差し押さえの現場においては、それに抵抗する神人の側との間に、御神体の汚穢・破損や神人への傷害は当然付随して発生したであろう。

『盛衰記』は湯屋で、目代舎人に「国ハ国司ノ御進止ナリ」と言葉を語らせているが、まさしく国衛側の国内支配への姿勢として象徴的であり、馬を洗うかどうかのレベルでとどまる言葉ではない。安元の白山事件の場合も根本的な要因は、国衛対白山の検注や賦課を廻る対立にあり、焼払や神人の傷害もそれに付随して起こっていたものと思われる。『盛衰記』は叡山の大家が「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。許容ニ及ズ」と述べたと語っているが、さらに些末な馬洗い事件などたとえ事実であったとしても、都の貴族や叡山の僧にとつてはどうでも良いことであつたため記録されなかつたか、もしくははその前の情報源の段階で捨象されてしまつていたのかもしれない。白山事件の要因としては、発火点は些末な事件であつたかもしれないが国衛による大津神人の貯物・雑物の押取にあるということで、貴族側も叡山側の史料も一貫していた。

しからば、逆に、『盛衰記』などの物語は、なぜ一切大津神人については触れないのであろうか。同時代の史料が湧泉寺湯屋の事件に全く触

れないのとは対照的に、物語は全く大津神人について語らない。ここからは先の文学の領域であり、全くの推測でしかないとお断りした上で、可能性を二点示しておきたい。「書けなかつた」と見る見方と「書かなかつた」と見る見方である。

下坂守氏によれば、時代が降ると「大津神人の多くが大津を離れ、京都に移住」し、「京都の入神人」と呼ばれるようになっていき、「大津神人」の呼称は以後（『乾元元年』筆者注、資料上では確認できなくなる）¹⁹ ようである。乾元元年（一三〇二年）以降、大津神人は京都へ移住し「京都の入神人」と呼ばれたわけであるから、もし物語の作者が一四世紀以降の常識で描こうとすれば大津神人という用語は廃れてしまつており使えない。「京都の入神人」などという近時の呼称も使えない。「大津神人」という語をあえて使用した場合、「なぜ摂津国に大津神人？」という疑問を抱いた藤原宗忠同様、「なぜ加賀国に大津神人？」という素朴な疑問を読者が抱いてしまうため、その説明を物語に仕込んでおく必要があるが、たいへんな手間になるし、物語の進行に障害となろう。その意味で作者としては、たいへん使いにくい用語・概念であつたのではないだろうか。「書けなかつた」とはその意味である。

とはいえ、その時点では見られないものを全て物語から抹消してしまつては、歴史物語は存在し得ない。意図的に「書かなかつた」という可能性も考えなくてはならない。大津神人が金融業を営んでいたことは下坂守氏が指摘しているところだが、今も昔もトラブルの多そうな業種である。事実、「今朝三條猪隈辺山僧神人等、責出拳之利狼藉」（『明月記』建保元年五月廿七日条）などのように、神人の金融を廻るトラブルは京都でも起こつており、この頃の人々にとつて神人の金融業者としての姿はきわめて一般的だつたと思われる。一般的ならば物語に描いても問題なさそうであるが、大津神人对国衛の対立となれば、非常に世俗的

な対立となればそのことよって山門強訴が行われたと物語を構成すれば、山門もまた世俗的権力と描かざるをえない。延暦寺は大莊園領主であり、金融業者である神人の本所＝元締め的存在であり、その意味では事実きわめて世俗的な存在である。さらに、強訴の際の「大衆奏状」について院が「一々無理」としたように、当時の法の論理から言えば、「焼払」は度が過ぎるとしても、国司が初任検注などを行い本来の国衙の収入を確保する行為はむしろ正当であり、そのまま描けば白山側に非があり、山門大衆もそれに雷同してしまったことになる。一方、問題を矮小化して、神聖な湯屋への馬の乱入から報復の焼き払いという非常にわかりやすい展開を示すことよって、白山の怒りから大衆強訴が読者に理解されやすいとの判断が働いたのでは無いだろうか。

「書けなかった」とすれば現行の物語の筋書きは一四世紀になってから構成されたということになってくるし、「書かなかった」とすれば延暦寺を世俗的な権門として描きたくなかった階層・集団による構成ということになってくるが、いずれにしても現時点では素人の想像の域を出ないので、問題点の指摘にとどめておきたい。同時代人に常識的に理解されていた「大津神人」の姿が、加賀国での神輿の移動などを詳細に記述する『盛衰記』には、一言も触れられていない事実は、疑問のまま残ることになる。

おわりに

安元強訴前後の状況を概説するときに、そのきつかけとしての加賀国での出来事を『盛衰記』などの物語を借りて叙述し、舞台が京都に移ってからは貴族の日記や編纂ものを使用して説明するという手法は、一見、流れが連続しているために整合的に見え、使われやすい手法である。し

かし、本稿で見えてきたように、物語には大津神人は一切登場しない。また、日記類には「焼払」の事実は記されているが、加賀国で具体的に何があったのかは記されていない。それらの理由や背景を何ら吟味すること無く、安易に連結してそれを歴史として叙述することは、巷間はやりの経済小説と公的な財務省の記録を連結して日本経済を論じると同じことになってしまっているのでは無いだろうか。

物語を歴史の視点で吟味することは、物語の文学作品としての価値を一切下げるものではないし、むしろ公的な記録から消滅してしまった歴史の足跡が物語の中に残されている可能性さえある。いずれにせよ、若い世代に流行のコピペのように繋ぎ合わせてそれを「歴史」として叙述することは避けなければと、自戒して本論を閉じることとした。

註

- (1) 「殿下乗合事件―物語―」に秘めた真実と「日記」に潜む誤解―
 (倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版 二〇一五年 所収)、
 『源平盛衰記』の史実性―殿下乗合事件の平重盛像再考―
 (松尾葦江編『文化現象としての源平盛衰記』笠間書院 二〇一五年 所収)。殿下乗合事件の平重盛報復に関する『玉葉』の解釈の誤りなどを指摘した。なお、古谷紋子「車礼からみた殿下乗合事件」(『古代文化』六七―二〇一五)は、物語にある女車の事例を紹介するなど興味深く、この事件を「あくまで貴族社会内部の問題」としてとらえるべきなど筆者と問題意識は共通するものがあるが、「報復を指示した人物が平重盛であることは、すでに確認されている」と従来の『玉葉』解釈の誤りを踏襲してしまったために、重盛報復を前提とした報復の原因探しに陥ってしまった。また、従来の研究とは異なり、下手人処分などの研究史も踏まえている点は評

備すべきだが、基房が舎人・居飼などを檢非違使に引き渡した処分など、それも紛争解決の慣例の一環にすぎないにもかかわらず「平重盛の顔色を伺いながら」の行為だと誤解している。全ての根源は、報復の主体は重盛であるという根拠のない先入観によるものである。結局「女車を打ち破ることは貴族社会の慣行を無視した行為であり、それに対し、平重盛が報復を行った」という結論に達するのだが、貴族社会の慣行を無視した摂政に対して報復することなど重盛にとって何のメリットもないし、ましてその報復に「武力」を用いることは、それもまた貴族社会の慣行には無いものである。情け深い心ばせの重盛像とは矛盾してしまう。ならば、息子の恥辱を晴らすための報復という従来の誤解の方が、まだ筋が通る。いずれにしても、重盛報復主体説は再検討を要する。

- (2) 早川厚一「平家物語の歴史叙述の方法と構想」(同『平家物語を読む』吉川弘文館 二〇〇〇年 所収)、川合康「鹿ヶ谷事件考」(『立命館文学』六二四号 二〇一二年)
- (3) 菱沼一憲『源義経の合戦と戦略 その伝説と実像』(角川選書 二〇〇五年)
- (4) 『統天台宗全書』神道1所収
- (5) 『統群書類従』四下
- (6) 『玉葉』安元三年四月十八日条に「雅頼申云、目代配流了、雑物可返与之由宣下了」とある。
- (7) 下向井龍彦『武士の成長と院政』(講談社『日本の歴史』07巻 二〇〇一年)に指摘がある。
- (8) 『玉葉』安元三年四月十八日条に「仰云(相副大衆奏状、国司陳状等)、大衆申状、一々無理、仍無裁許也」とある。
- (9) この事件に大津神人が関わることについては、早川厚一「『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―」(『名古屋

屋学院大学論集』人文・自然科学篇三二―一九九四年)において、『顕広王記』の記事を引用し、「師高が、大津の神人の貯物を押し取ったことを挙げる。山門が白山の事件にあればどまで執着したのは、実は山門の利害と直接関わる問題があったからだろう」と指摘している。さらに、その注(10)に、「輪誦会の折の、曾我良成氏の指摘。さらに、『平家物語』諸本の内、鬮諍録・延慶本・長門本・盛衰記は、西光の後白河院への讒言の中で、明雲が大衆を語らって訴訟を出だすに至った理由として、師高が、加賀国にあった座主の御坊領を停廃したことによる宿意を挙げるが、これなども事実だろう」とある。また、高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について」(同『平家と六波羅幕府』東京大学出版会 二〇一三年 所収、初出『延暦寺と中世社会』法蔵館 二〇〇四年)において、「たんに馬の湯洗いを咎められたからというのではなく、大津神人の経済活動にともなう混乱に手を焼いていた国衙側の反撃、という要素があったはずである」との指摘がある。

- (10) 網野善彦「職能民」(平凡社ライブラリー『日本中世の百姓と職能民』二〇〇三年 所収、初出平凡社選書 一九九八年)
- (11) 建保二(一二二四)年四月廿五日「中原政康解」(『鎌倉遺文』五〇六三〇)
- (12) 「神人と守護と大番役」(『福井県史』通史篇二中世、第一章第二節三)
- (13) 松尾葦江編「源平盛衰記解説」(『源平盛衰記年表』三弥井書店 二〇一五年 所収)
- (14) 鹿ヶ谷事件や白山事件に関する部分は、早川厚一・曾我良成・近藤泉・村井宏栄・橋本正俊・志立正知『源平盛衰記』全釈 一一―卷四―一(『名古屋学院大学論集』言語・文化篇 第二七卷第2号)

を参照願いたい。

(15) 以下、『盛衰記』本文・解釈などは前掲(14)論文による。但し、本論文での文責は筆者にある。

(16) この「湧泉寺」については不明である。現在小松市遊泉寺町に浄土真宗寺院の湧泉寺が有るがこれは別のものである。一九五三年の調査で「山吹双鳥鏡」に類似し「文様や形などから平安時代後期鎌倉時代前期のものと考えられる」と和鏡が出土しており、湧泉寺に関する遺構が期待され、近年、発掘調査が行われた宮の奥経塚遺跡からは、「土師器、瓦質土器、鉄製品、基石、五輪塔の空風輪などは出土したが、経筒や湧泉寺に直接繋がる遺構は発見されなかった」(石川県埋蔵文化財センター「小松市宮の奥経塚発掘調査現地説明会資料」二〇一一年)。しかし、近隣には温泉施設「ピュア湧泉寺」があり、当時も温泉が湧出し「湯屋」が設置されていたことは十分考えられる。旧国府村の『国府村史』(一九五一刊行)のp一四には「その泉あとが今残っている」として「湧泉寺趾 霊泉趾」の写真が掲載されている。地元で言い伝えられていた「霊泉趾」が、事件に関わるものかどうか確証は無いが、考慮すべき伝承である。小松市埋蔵文化財センターによると、現在「霊泉趾」の所在はもちろん、その写真の所在も不明になっているとのことである。

(17) この表は前掲(14)論文による。

(18) 下坂守「衆徒の金融と神人の金融」(同『中世寺院社会と民衆』思文閣出版 二〇一四年 所収)

【追記】

四十年近く前のあやふやな記憶です。卒業論文の中間発表を間近に控えた頃、国史研究室にいた私の所へ坂本先生がやってこられ、古代史読書会での発表の時に話題になった問題について「曾我君、あの中右記の

記事はみたか？」とおっしゃいました。その記事にまったく心当たりがなかった私は、血の気が引く思いで「いえ見てません」とお答えするしかありませんでした。

それから数日間、朝から寝るまで『中右記』全七巻を見直す作業を延々と続けました。何回見直したかわかりません。結局、発表の準備の期限ぎりぎりになっても見つからず、最後の手段として先生の許へ教えていただきに行きました。「先生、何回見直しても中右記の記事が見つからないのですが」と申し上げたところ、「そうか？」としばらく思索されて「おお、玉葉じゃった」と言われました。その『玉葉』の記事はもう確認済みのものでしたので、ホッとして私は気が抜けてしまいました。出来事としては、どうということのない、先生のたんなる勘違いにすぎません。ただその後の研究者としての私に大きな影響を与えました。それは、史料の速読力が身についたことです。

歴史研究者として、一字一句に拘って史料を精読することは当然です。その重要性については、学部の続日本紀の坂本先生の演習以来しっかりと刻み込まれました。私がそれ以後、官務家など従来見過ごされていた事象に光をあてることが出来たり、従来誤解されていた平家関係の史料の誤解を正すことが出来たのも、坂本先生門下伝統の精読力の賜物です。普通であれば、先生の勘違いによって無駄な労力を費やしたということになるでしょう。ところが何故か、先生の勘違いによって速読力をつけさせていただいたと学生に思わせてしまうところが、先生の御人徳というか、お人柄の為せる技ということになるのでしょうか。

日頃の御指導による精読力と、偶然的出来事によって身についた速読力、現在私が研究者として成り立っているのは、全て坂本先生の学恩によるものです。還暦を越えても、先生の前に成果をお見せできない我が身を恥じるばかりです。ただ、ただ、坂本先生のご健勝をお祈りするばかりの不肖の弟子です。